

岩倉一期一会ケアプランセンター重要事項説明書

岩倉一期一会ケアプランセンター重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号4条に基づいて
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り
説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 一期一会福祉会
法人所在地	愛知県岩倉市北島町二本木7番地
電話番号	(0587) 66-2110
代表者職氏名	理事長 臼井 和香奈
設立年月日	昭和61年1月8日

2. 事業所の概要

事業所名称	岩倉一期一会ケアプランセンター
事業所所在地	〒482-0017 愛知県岩倉市北島町二本木7番地 特別養護老人ホーム 岩倉一期一会荘内
管理者氏名	赤尾 由里子
電話番号	(0587) 38-1111
FAX	(0587) 66-2800
指定事業所番号	愛知県2374700017

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援は、介護保険法案に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
事業運営の方針	事業の実施に当たっては、契約者の心身の状況やその環境に応じてご契約者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 事業の実施に当たっては、ご契約者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

令和6年4月1日現在

職種	区分				常勤換算後の 配置人員	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者兼介護支援専門員	1				1	1
介護支援専門員	3				3	1 以上

5. 職員の勤務体制

管理者・介護支援専門員	8：30～17：30
-------------	------------

6. 営業日

営業日及び営業時間	月～土曜日（祝日は営業） 8：30～17：30
休日	日曜日及び12月29日～1月3日

7. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無 無

8. 居宅介護支援のサービス内容について

①課題分析等の情報収集

当事業所職員がお伺いし、ご契約者本人の機能面（日常生活動作、心身機能等）、健康面（健康状態、疾患、栄養状態等）、介護の状況、住宅の環境、経済状況等、さまざまな面から検討し、その原因と課題を明らかにしていきます。

②サービス提供事業所の紹介

ご契約者・家族は、居宅サービス計画書策定にあたって介護支援専門員に（同一敷地にサービス提供事業所がある集合住宅に居住の場合であっても）複数のサービス提供事業者の紹介を求めることができます。

ご契約者・家族は、介護支援専門員が居宅サービス計画書に当該サービス提供事業所を位置づけた理由を求めることができます。

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、またはご契約者・家族が施設への入所を希望される場合は、紹介その他便宜の提供を行います。

③公正中立なケアマネジメントについて

常にご契約者・家族の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が特定の種類、事業者等に不当に偏することのないよう公正中立にケアマネジメントを行います。

④サービス担当者会議

要介護認定や要介護認定の更新があった場合等に、ご契約者・家族、各事業所職員の参加のもと自宅等で開催し、居宅サービス計画書の内容等について意見を求めます。

⑤居宅サービス計画書の交付

交付する書類は以下の通りです。

- ・居宅サービス計画書（１） ーご契約者や家族の希望や総合的な援助の方針を示した書類
- ・居宅サービス計画書（２） ー解決すべき課題、目標、サービス内容や頻度等を示した書類
- ・週間サービス計画表 ー利用するサービスの１週間の予定表
- ・サービス利用票 ー利用するサービスの月間予定表
- ・サービス利用票別表 ー１ヵ月にかかるサービスの料金表

⑥毎月1回、ご契約者宅へ訪問し、モニタリング（評価）をします。

⑦毎月、国民健康保険団体連合会がサービス内容を確認しチェックします。

⑧その他

- ・要介護認定の申請、更新、変更の代行
- ・関連申請等の連絡調整
- ・給付管理票の作成・提出

9. 居宅介護支援の利用料

サービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

① 利用料

（参考）1カ月あたりの居宅支援金額

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護1・2 1,086単位

要介護3・4・5 1,411単位

加算（算定条件を満たした場合に加算されます）

特定事業所加算Ⅱ 421単位

特定事業所加算Ⅲ 323単位

入院時情報連携加算Ⅰ 250単位

入院時情報連携加算Ⅱ 200単位

退院・退所加算（カンファレンス無し）連携1回 450単位

連携2回 600単位

退院・退所加算（カンファレンス有り）連携1回 600単位

連携2回 750単位

連携3回 900単位

ターミナルケアマネジメント加算 400単位

通院時情報連携加算 50単位

特定事業所医療介護連携加算 125単位

緊急時居宅カンファレンス加算 200単位

初回加算 300単位

同一建物減算 所定単位数の95%を算定

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。（地域区分により、上記単位数に10,42円を乗じた金額が給付されています。）

（注）ご契約者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて上記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。このサービス提供証明書をお住まいの各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻が受けられます。

②交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行う場合、交通費として次の費用をご負担いただきます。

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね1キロメートルごとに
100円

③その他

- ・記録の閲覧

当事業所のサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を希望される場合には1枚につき実費10円をご負担いただきます。

- ・キャンセル料

サービスをキャンセルした場合には、交通費等実費をいただくことがあります。

10. 入院時における医療機関と連携について

入退院に関する連携を図りますので、事業所名、担当介護支援専門員の氏名を入院先の医療機関にお伝えください。

11. 担当職員について

担当職員はご契約者の要介護状態の軽減、または悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切なサービスを受けることができる計画を作成します。サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なくご質問ください。

職員は、介護支援専門員証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

また、ご契約者・家族が希望される場合、担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、申し出に応じます。

当事業所は、異動・退職等、正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。

12. 障害福祉サービスとの連携について

障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用される場合、障害福祉制度の相談支援事業者と連携をとるよう努めます。

13. 事業の実施地域

岩倉市全域、一宮市千秋町・丹陽町・三ツ井・平島・平安・伝法寺

14. 個人情報保護について

『個人情報に関する法律』（平成15年法律57号）及び一期一会福祉会の個人情報管理規程に基づくご利用者及び身元引受人等に関する個人情報を、以下の必要最小限の範囲で利用し、また状況に応じ第三者に情報提供する場合があります。

【ご利用者への介護福祉サービス提供に必要な個人情報】

- ・ご利用者への介護サービスの内容
- ・介護保険等に関する事務
- ・ご利用者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービス等）
- ・施設のために行う管理運営業務（介護サービス業務の維持、改善の為の基礎資料の作成、学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

【ご利用者と身元引受人等の個人情報を第三者へ提供する範囲】

- ・ご利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に提供する介護記録やケアプラン
- ・介護保険等に関する事務（審査支払機関・保険者及び市町村等）に必要な情報
- ・身元引受人等へ心身状態や生活状況の説明のための記録等
- ・他の介護事業者及び医療事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のため必要なご利用者の介護記録やケアプラン
- ・実習生の研修上必要な最小限の記録等
- ・損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談または届出に必要な情報
- ・外部監査機関・情報の公表機関から求められる情報

15. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	社会福祉法人一期一会福祉会 岩倉一期一会荘 (0587) 66-2110
苦情解決責任者	特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘 荘長 萩岡 大輝
苦情受付担当者	グループホーム岩倉一期一会荘 主任生活相談員 水野 寛士
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30

当事業所以外に、下記の相談窓口等に苦情を申し出ることができます。

岩倉市長寿介護課	(0587) 38-5811
一宮市介護保険課	(0586) 28-9018
愛知県国民健康保険団体連合会	(052) 971-4165
愛知県健康福祉部高齢福祉課 介護保険指定指導グループ	(052) 961-2111
一期一会福祉会第三者委員	森山 稔 (一期一会福祉会評議員) (0587) 37-6909
	宮田 浩明 (一期一会福祉会評議員) (0587) 37-0693

16. その他

居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、家族等に連絡すると共に、必要な措置をとります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に際し、ご契約者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

岩倉一期一会ケアプランセンター

説明者職氏名 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始、及び「14. 個人情報保護について」の記載内容について同意しました。

(契約者) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者またはその代理人から聴取、確認します。
- ③ サービス提供時にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師・医療関係への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑦ ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

2. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、ご契約者、代理人等は下記の事項をお守りください。

- 当事業所の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような各種ハラスメントに該当する行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止しております。このような行為が認められた場合は、利用中止を含め適切な対処を講じます。
- 事業所内での金銭及び食物のやり取りはご遠慮ください。
- 当事業所の職員に対する贈物や飲食のもてなし等はお断りしております。